

第7期 第1回阪南市自治基本条例推進委員会 会議録（概要）

名称	第7期 第1回自治基本条例推進委員会
開催日時	令和5年8月10日（木） 午後6時00分～
開催場所	阪南市役所3階 全員協議会室
出席者	【委員】新川委員長、壬生副委員長、北浦委員、田中委員、齊藤委員、佐渡委員、堀委員、小谷委員、尾川委員、小坂委員、高垣委員 11人出席 【市】 未来創生部 水口理事 政策共創室 藤原理事（兼）室長、菊野参事、御坊谷室長代理、岩下総括主査、根来総括主事
傍聴人数	0人
議題	○阪南市自治基本条例推進委員会の役割について ○(仮称)地域まちづくり協議会条例の制定に向けて ○阪南市自治基本条例推進委員会検討部会員の選出について ○阪南市自治基本条例の推進について
資料	○資料1 阪南市自治基本条例推進委員会委員名簿 ○資料2 阪南市自治基本条例推進委員会条例 ○資料3 阪南市自治基本条例推進委員会条例施行規則 ○資料4 阪南市自治基本条例（解説付） ○資料5 阪南市自治基本条例パンフレット ○資料6 阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言 ○資料7 (仮称)地域まちづくり協議会の整備に向けて ○資料8 (仮称)地域まちづくり協議会の条例及び設立に向けたガイドラインについて検討作業の進め方（案） ○参考資料 (仮称)阪南市地域まちづくり協議会条例（素案）
会議	あいさつ 市長 皆さんこんばんは。本日は何かとご多用の中、第7期目の第1回目に当たる本市自治基本条例推進委員会にご参集を賜りまして御礼申し上げます。 この度は委員長、副委員長をはじめ、委員の皆様方には、委員へのご就任を快くお受けいただいたということです。重ねて感謝を申し上げます。 本市の自治基本条例ですが、平成21年の7月に施行され、本年で14年目になります。施行されて14年経過しまして、現在におきましては、例えば総合計画を先般作成いたしました、それまでは本市の協働ということと市民参画のまちづくりを行って参りましたが、それを協働から共創へということと文言と用語も変更させていただきました。新しい協働で価値を創ることにより、現在の本市が抱える様々な課題を解決していこうということで、総合計画にその要望を盛り込んだところです。それを通して、自治力、地域力の高いまちをつくらうとするものです。 本推進委員会におきまして自治基本条例が施行され、これまでの間に市民参画の手続き条例、そして住民投票条例につきましてもその策定にご協力をいただいているところです。しかしながら、先ほど申し上げたような社会情勢が徐々に変化してきています。本市におきましても、その手法においてやはり変化を持たせてきているところです。その社会情勢の変化、またそれに適合するということで、先ほど申し上げた二つの条例における条文を見直しする必要がありますということと提言をいただいたところです。このご提言におきましても、きちんと条文の改正に向けて取り組んでいくということになります。 さらに、実は昨日、堺市を除く8市2町の自治体の広域化に関する研究会が開催されました。委員長にもご足労いただき、ご講演していただいたところです。 やはり各自治体の持つ課題というものは様々ですが、広域化、また将来には合併もきちんと視野に入れながらも、ということになります。 しかし、やはり確実に必要なところを広域化していくという部分は、それぞれの自治体の共通の理解ではないかと思っています。 それをさらに進めようとする際は、やはり、それぞれの町においての自治力をどのように高めていくのかということが、全ての市町の共通の大きな課題であると強く認識しています。そうであれば広域化、さらにその先を考えるにあたり、それぞれのまちで持つ自治基本条例において使用されている様々な用語があります。 用語におきましても、共通の理解というものをきちんと図らなければならないということと、昨日の研究会を通して改めて理解したところです。 そのような意味でも、この自治基本条例は、これから先ほど申し上げた様々な課題に対しても非常に重要な役割を果たすと考えています。 本日の議案を提出させていただいておりますが、皆様是非ともそれぞれの立場をもって、忌憚のないご意見を頂戴できればと考えています。 新型コロナウイルス感染症も、随分拡大しているなど実感しています。しかし是非とも皆様方、今後もお元気で活躍していかねければなりませんので、基礎的な対応について改めてお願いをさせていただき、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。
	【委員委嘱】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予め机上に委嘱状を配付し、名前だけの読み上げ。
	【委員長及び副委員長の選出】 委員長に新川委員、副委員長に壬生委員を選出。

承認

委員長 今期も改めて阪南市自治基本条例推進委員会委員を務めさせていただきます。また、委員長
あいさつ という重職を担わせていただくということで非常に重い役割を改めて自覚して役割を果たして
いきたいと思っております。
この10年来、本市自治基本条例制定当時から長らく関わってきたということがあり、私自身
この自治基本条例について思い入れのようなものもあります。
もう一方で阪南市民の皆様がこの条例を通じて、また市の内外や様々な社会や経済の変化
の中で、この阪南での暮らしというものをそれぞれ組み立ててきておられます。
多少とはいえども、それがこの自治基本条例を通じて実現できている、あるいはなかなかそ
の成果が見えにくいという様々な側面も推進委員会の皆様方と共に見てきました。同時にこ
の自治基本条例、どのようによりよい市民生活を実現していけるのか、市民の自治を通じ
て、本当に阪南市で暮らしてよかったといえるようなまちづくりができてきているのか。このよ
うなことを議論しながらこれまで行って参りました。
今期も皆様方と共に、この自治基本条例が本当に市民のためになっているのか、そして市民
自身の暮らし方、一人一人がこの条例を心の中に留めて市民として本来あるべき姿を実現し
ていただく。そのことが一人一人の市民の福祉といえますか、ウェルビーイングのようなも
のに繋がっていくような自治基本条例になっていただきたいと思っております。
皆様方と共に、その理想の自治基本条例の実現を目指して進められればと思っております。限
られた回数、時間での審議も多くなるのではないかと思っておりますが、委員の皆様方と良
い議論を丁寧に行っていくことができればと思っております。ぜひ皆様方のお知恵、お力を
お貸しいただき、当委員会を充実したものにしていければと思っております。よろしく願い
いたします。

副委員長 私は第1期からこの自治基本条例の推進に関して、様々な議論に携わらせていただいています
(部会長) す。条例自体の見直し、条例に関するその他の条例の策定、制定、見直しを特に部会の皆さ
あいさつ んと共に議論することをさせていただきました。
これまでの第6期中でも、本当に色々なことを検討してきました。解決できた、少し前進
したと思えるような問題もあります。
当初から皆が長らく言っている、自治基本条例を市民に少しでも広く知っていただきたいと
いう部分ははまだ前進していないといえますか。さらに頑張らなければならない部分である
と思いつつ、皆さんと共にいろいろ話をさせていただいています。後ほどもう一度、私か
ら部会のお話をさせていただきたいと思っております。
推進委員会の皆さんとも限られた回数ではありますが、ご一緒させていただく機会が何回か
続きます。
忌憚なく、そして皆さんが思ったことをきちんと言っておくことが、この推進委員会の
良いところでもあると思っております。どうか色々と思ったことを発言していただければと
思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 本日の配布資料について説明。

委員長 それでは早速ですが、第7期第1回阪南市自治基本条例推進委員会をお手元の次第に従いま
して、進行したいと思います。
現在、次第の4番目までは終了しています。5番目、阪南市自治基本条例推進委員会の役割
についてから始めたいと思います。まずは本委員会の役割について事務局からご説明をいた
だければと思います。

【阪南市自治基本条例推進委員会の役割について】

事務局 阪南市自治基本条例推進委員会の役割について、資料2～6に基づき、事務局より説明。
条例や規則を基に、自治基本条例推進委員会の役割について説明。
また、令和5年2月「阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言（以下、提言書とい
う。）」を基に、条例の見直しに基づく検証作業やその内容を説明。

（推進委員からの意見、質疑・応答）

委員長 ありがとうございます。自治基本条例、そしてその推進に携わる当委員会の役割について
説明をいただきました。また、前期の当委員会で検討させていただいた、条例の見直し、そ
の答申について同じく紹介をいただいたところですが、
これらの資料、そして当委員会の役割、また自治基本条例そのものについて何か各委員から
ご質問やご意見ございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員 多く説明していただきましたが、少しわからない点が二つあります。
まずは先ほどの市民の定義の話で、市内に在住する人とそれ以外の事業者又は団体が市民と
あります。在住する方は市民ですが、事業者、団体も市民ということでしょうか。
あともう一つ、資料6の第7条の財政自治の原則で、財政状況に左右されることなく、住民
自治や市民活動などの推進に、継続的に取り組むことを検証結果の考察として記載されてい
ます。この辺りはやはり財政に状況に応じて継続するのではなく、変更することもあるという
表現の方がいいのではないのでしょうか。

委員長 2点いただきました。事務局からお答えいただければと思います。

事務局 まず一つ目の市民の定義になりますが、こちらも資料4の5ページのところに定義を記載し
ています。委員が述べられたように、本市に住んでいる方は「住民」という表現をしていま
すが、市外の方でも阪南市に職場があって働きに来られている方。また、個人だけでなく、
事業所として本市の中で一生懸命事業をされている方。さらに、本市のために何かいいこと
できないかなと言って活動されている活動団体の皆様も含め、自治基本条例の中では市民と
いう括りとなっています。市民の定義は以上の内容から定めています。
一つ目の財政自治の原則の部分ですが、財政状況にも左右されることなく、継続的に取り組む

二つ目の財政自治の原則の部分ですか、財政状況に左右されることなくといったところは検証結果であり、これを受けて行政として取り組んでいかなければなりません。しかしながら、当時のご意見としまして、財政が徐々に悪化すれば、市民活動というものが徐々に制限されていくのではないかとというご意見がありました。
やはり市民活動、市民協働というものはこの先、行政においても徐々に進めていこうと言っているところです。行政として、財政が悪化したからといって市民活動を中断するということがないよう継続的に、市民活動への投資を続けていきたいと考えています。また、皆様からさらに継続的に進めてくださいというご意見もいただいておりますので、継続的という表現になっています。

委員 もう少し確認させてください。
一つは市民で、例えば市役所で勤務している方の中に市外から働いている方がいますよね。その方はその働いている期間は、阪南市の市民です。しかし帰れば、別の市の市民ということでもよろしいでしょうか。

委員長 事務局から補足があればお願いいたします。

事務局 まず市民の部分ですが、要は自治基本条例の中で市民と協働しましょうというのが、市内事業者の従業員には、市外から働きに来ている方も当然おられると思います。また、通学で来られている市外の方もおられると思います。
自治基本条例の中で協働や情報共有していきましようという対象が、市に住む住民だけに絞られてしまうのは非常に範囲が狭いのではないかとことです。
本市をよくしていくために、市外から働きに来ている方や団体、事業者といった方も含めて本市に関わる人皆で頑張っていまちづくりしていこうということで、このような形で示せていただいています。

委員長 その他いかがでしょうか。

委員 資料4の7ページの第2章基本理念に関して、「未来においても恵まれた自然を守り、心豊かな阪南市であるために」という基本理念に同意します。基本理念というからには、この自治基本条例の中で最も根幹になり、それは日本国憲法で言えば、象徴天皇制や戦争放棄、国民民主権にあたるものだと考えています。
その後ろの11ページでは、市民の責務に、市民は、互いに多様な価値観を認め合いという記述があります。これは先ほどの基本理念等の記述と少し矛盾しているように感じます。11ページの第9条市民の責務の方は、市民は自治基本条例の基本理念を前提として理解したうえで、お互いに多様な価値観を認め合いという趣旨であると解釈してよろしいでしょうか。

委員長 まず基本理念、第2章の第4条についてお答えします。
この基本理念というものは、まさに一人一人の価値、考え方がそれぞれの市民としての主体性、自主性、自律性を前提にしてそれを人権として尊重するということ。それをベースにして、ようやく自治への参画、協働というものが成り立ち、市政の運営というものができあがっていくということになります。
そのような基本的な理念というものを前提にすると、その基盤にはやはりそれぞれの相互の多様な価値観というものをお互いに尊重をする。
そのような市民のあり方がそこからは引き出されてくるという理屈です。こここのところの理念と責務の関係ができて上がるというご理解をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

委員 「未来においても恵まれた自然を守り、心豊かな阪南市であるために」という記述があります。こちらで「ため」にと言っているからには前提になっていると感じました。

委員長 これは補足のとおりになります。未来の阪南市というものについて、条例制定時にどのような将来像を描いていくかという際に、遠い将来においては、やはり守るべき価値としてここにあるような恵まれた自然、そして心豊かな市民からなる阪南市、ここは共通の目標として掲げられるということになると思います。
ただし、これらを実現していく一人ひとりの市民は、まさにそれぞれ様々な観点で日常の活動をしておられますので、そのような意味での多様性をお互いに認め合ひましよう。おそらくそのような理屈になるのだらうと思っております。

委員 どうもありがとうございます。

委員長 大きな理念の方向については、将来に向けた利用ということで、この条例そのもので定めてあるという点はまさにそのとおりであるご理解いただければと思います。その他いかがでしょうか。

委員 私は策定の時にも携わっていましたが、その時、自分自身は想定していなかった問題が現在発生しているなどと思います。その一つにSNSやAIによる問題です。例えば、SNSを使用した精神被害といった事柄が起こっていると思います。
それは「市民一人ひとりの人権が尊重され」と理解していいのでしょうか。
また、この先AIにより仕事が奪われる危険性があるということも尊重しという部分で理解したらいいのでしょうか。そこをどのように理解すればいいのか、また新しい文言を付け加えなければならないのではと感じました。

委員長 ご指摘のように、SNSやAIといった、デジタルトランスフォーメーションといったようなものが急速に進行しつつあります。その中で、本当に守るべきものをどういうふうに考えていけばいいのか。人権や経済活動なんかもそうですし、そのようなところをどこまで具体的に保護するか、あるいは色々な障がいを取り除くことができるかが非常に大きな課題だと思っています。

自治基本条例の中では、こうしたICTあるいはデジタルの規制に関わる記載はありませんが、先ほどご指摘いただいたように、条例の中では何よりも人権尊重ということになります。一人ひとりの心、信条の自由といったようなところがまず基本にあるということになります。加えて、そうした個人の情報というものを、この自治基本条例の中でも保護していきますというところまでは定めることができました。それを超えて、日常生活活動というところがどこまで及ぶか記載することは、難しいところでもあります。

しかしながら、そうした市民の生活を支えるという意味での行政、議会、何よりも様々な市民の活発な活動、そして企業の皆様方の協力をいただけるようにというものとして条例を作っています。その上に具体的に何が乗ってくるのかは、これからの行政の課題であると思われました。また、これからの本条例のご議論の中で問題提起を積極的にしていただければと思っています。よろしく願いいたします。

委員 何度も失礼いたします。関連して言われているのは、社会の変化といますか。本条例は、まだまだ本市の人口が増加している段階でおそらく検討された内容だと思えます。既に皆さんご存知の通り、近頃は、人口減少、高齢化社会、少子化に係る問題等、社会変化に直面しています。その辺りについて、この前文ではあまり書かれてない。先ほどの話ですと、行政や議会などで検討していく内容というふうに述べられていましたが、如何でしょうか。

委員長 先ほどご指摘いただいた、特に人口減少や将来の衰退現象に対してどのように阪南市として今後持続可能な地域づくりをしていくのか。これは本市にとっても大きな課題です。そのような観点からこの自治基本条例の基本的な考え方というものをもう一度検討するということが今後課題だと思っています。

それは、本委員会の役割でもありますので、委員の皆様から問題提起いただければ、ぜひそのような議論いただければと思います。

ただ、具体的に人口を増加させる方向、こうしようという施策を本委員会及び本条例で行うには無理があります。

議会あるいは市長にお任せをしなければならないところは出てこようかと思っています。ですから、役割分担ということでこの話をさせていただきました。その他何かございますか。

各委員 意見なし

委員長 それでは当委員会の役割ということにつきましては、以上にさせていただきます。また疑問な点などが次第に出てくると思いますので、その都度いただければと思っています。引き続きまして、これは今期の当委員会の課題になりますが、(仮称)地域まちづくり協議会条例の制定に向けてということで6番目の議題に挙がっています。事務局の方からご説明お願いいたします。

【(仮称)地域まちづくり協議会条例の制定に向けて】

事務局 (仮称)地域まちづくり協議会条例の制定に向けてについて、資料7と参考資料に基づき、事務局より説明。本市の現状や、まちづくり協議会の概要、その研修会の開催、協議会のイメージを説明。

また、まちづくり協議会条例の素案の内容を紹介。

委員長 ありがとうございます。

次第7、阪南市自治基本条例推進委員会検討部会員の選出についても続けていきますか。

【阪南市自治基本条例推進委員会検討部会員の選出について】

事務局 阪南市自治基本条例推進委員会検討部会員の選出について、資料8に基づき、事務局より説明。

地域まちづくり協議会条例の設立の検討を行う検討部会を設置する旨を説明。

また、検討部会の進め方やスケジュール(案)について説明。委員長より検討部会員の選(推進委員からの意見、質疑・応答)

委員長 ただいま、本日の議題の二つ続けてご説明をいただきました。

地域まちづくり協議会ということにつきまして、阪南市自治基本条例推進委員会に検討していただきたいということでご提案をいただいています。

地域まちづくり協議会自体は先ほど委員からもございましたが、本当に人口減少、そしてその中で自治を支える市民の活動がかなり大変な状況になりつつあります。それを何とか改めて組み立て直すという観点で、地域まちづくり協議会を考えてはどうであろうかということで、既に行政の施策として一部始めているところもあります。

これを自治基本条例の観点から、新たに条例として本市の目指すべき方向として定め直し、そしてそれに基づき、こうした地域の自治の仕組みというものを活発にさせていくということを考えてはどうであろうかということで、当委員会にその検討の要請があったということであろうと思っています。

その検討を具体的に進めていく際に、この全体の委員会で当然議論をするのですが、ここでの議論の論点を明確にしていく、詳細を詰めていくために、人数的には現在の人数の約半分で緊密にご議論をいただく。

そしてそれをこの委員会全体で議論していただくというような手順をとりたいということで、部会を開いてはどうかということでした。

なお、部会につきましては、本委員会の設置条例の中でもより専門的な検討のためにこうした部会組織を置き、部会員は私が指名させていただくこととなります。この部会の活動というものを、全体の審議をよりよく進めていくための手立てとして用意している。それを今回

の地域まちづくり協議会の検討の中でも使用していこうということでご提案いただきました。
なお、具体的な課題として、一つはこうした地域まちづくり協議会の条例の制度をどのように作っていくのかということ。
そして、それを実際に運用していくようなマニュアルといえますか。そういう推進のための具体的な方策を改めて考えていただきたいということで、今回阪南市からご要望があったと理解しています。
この地域まちづくり協議会そのものは、阪南市自治基本条例推進委員会の役割からしますと、実は資料4の第16条をご覧いただければと思います。
この第16条に市民活動の促進ということが市の役割もあります、市民の役割としても定められているということです。その中に、市としても必要に応じて様々な措置、こうした市民の活動を推進するための措置というものを講ずるということになっています。
この条例の一環として、新たな具体的な方策としての地域まちづくり協議会というものを設置していこうという趣旨でのご提案ということになろうかと思っています。
この地域まちづくり協議会条例は仮称ですが、これの制定に関わりご意見やあるいはご質問、また今後の運営方法として部会の設置等々につき、ご意見等ございましたら、ご質問等も併せていただければと思っています。よろしくお願いたします。

委員 二つ質問があります。このまちづくり条例については既に行っている市もあると思います。したがって、その辺からの条例等といったものを取り寄せるといった方法が早いかなと考えます。
もう一つは、まちづくり協議会の行うべき事項です。神戸市であれば、都市計画法に基づいた地区計画といったことまで行っています。
元々はそれから始まったと聞き及んでいますが、本市はそこまで入り込むのかどうか。そこまでは必要はないという気がしています。
また、対象範囲は、旧小学校区を基準として考えるということのようですが、それはそれでいいと思いました。
しかしながら、先ほどご説明いただいた研修会はどのような対象範囲で行っているのでしょうか。おそらく、校区単位では行っていないような気がします。
私も自治会長を務めており、校区福祉委員会がまちづくり協議会に近いことを行っていたように思っています。
この辺との関わり、あとは自治会も当然入るわけですが、その辺の繋がりというものももう一つよくわからないです。ここに事業者、婦人会、子供会と多く書いてありますが、このように複雑に入ってくるのでしょうか。

委員長 研修会等につきましては、事務局の方から少し補足をいただければと思いますが、事務局いかがでしょうか。

事務局 ご意見ありがとうございます。我々は説明会を2年続けて行っています。説明会では、四つの会場があり、四つの圏域に分けて実施しています。
今年は、少し踏み込んで圏域を八つに分けて実施させていただいたところです。
これが旧小学校区と合っているのかと言えば、若干ずれている部分があるのですが、おおむねその中で実施しています。
参考資料には、原則小学校区と記載しましたが、こちらにも議論の余地があると思います。本委員会において、ご意見をいただき、検討しなければなりません、おおむね旧小学校区と書かせていただきました。実際にそれが地域の実情に合っているかどうか。
現在の小学校区とは異なりますので、そこはご意見をいただきながら、我々としてこの文言でいいのかというものはまた検証させていただきたいなと思っています。

委員長 なお、このようなまちづくり協議会等々に関わり、市町村で条例を制定している自治体もいくつかあります。
私が知っている範囲では、およそ50団体はあるはず。現在は、もっと増加しているかもしれせん。
それからこういう地域まちづくり協議会的なものについて、名称は「自治協議会」等様々ですが、この仕組みを導入している自治体は、既に200団体は超えているかなと思っています。
ここは事務局において、様々な先行事例、参考になりそうな地域を集めておいていただければと思っています。
それから、神戸市の例もいただきました。こちらは、身近な近隣の地域の人々がそこでの土地利用や建築規制についての合意をしていくような仕組みから始まり、それをまちづくり協議会の形にされた経緯があります。
開発規制あるいは開発の方向づけは、住宅地のあらゆる良好な住宅環境を作るという意味での協議の仕組みとして極めて優れた仕組みで、阪神淡路大震災の後のまちづくりでもこの協議会が非常に大きな役割を果たしたと評価されています。
本市の場合はそこまで考えるかについては、今後の検討ということになろうかと思っています。
ここはぜひまた今後議論の中でその必要性等についてもご検討いただければと思っております。そのようなところでよろしいでしょうか。

委員 まちづくり協議会の整備に向けてという資料7と参考資料はあくまで現時点では案ということで、これからの議論によっては、ここに記載している内容が変更する可能性はあるという認識でよろしいでしょうか。
例えば、資料7の「3. 地域まちづくり協議会って？」でイメージ図がありますが、議論によっては、この組織の在り方を見直す団体などが出てくるかと思っています。そのようなところが論点としてあるのかなと疑問に思ったことが一つです。
また、資料7の「5. (仮称) 地域まちづくり協議会のイメージ」について、構成として、「誰でも参加できる組織」と記載されています。
イメージとしては、任意団体よりもより広域的な組織ということをイメージした方がいいのかなと思いましたが、さらに参考資料の第4条認市のモデルに「まちづくり協議会を作る」

ダーシップというものを確立していけばいいのか。それから、活動の拠点づくりということもご指摘をいただきました。この辺りも含め、今後ぜひ検討していただければと思っています。どうもありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

副委員長(部会長) 資料8を拝見して、その内容について少し混乱したので確認をさせてください。まず(1)検討作業の進め方の②検討についてです。定期的に部会を開催しまちづくり協議会条例の基本的な方向性や項目について検討とありますが、項目の検討をするのですか。また裏面の(2)検討スケジュール(案)を見ると、1回目や2回目にどのようなことを検討部会で検討するのかというものを書いていただき、説明もいただきました。検討1回目は、まず検討部会で、地域まちづくり協議会についてのご説明をおそらく事務局からいただいた後に、条例の方向性をおそらく議論するというふうになっています。その結果を推進委員会に報告した後、第2回目に盛り込む項目の検討となっているのですが、これはまた条例の話をするということですか。それとも、ガイドラインの話に移行するということですか。

事務局 検討について、第1回目の検討部会におきましては、(仮称)地域まちづくり協議会条例の行政として、事務局としてこのように進めていこうという方向性があります。そのような方向性として進んでいっていいのかという基本的な方向性を議論していただきたいと思っています。したがって、先程触れていただいた②の項目についてという部分は、一旦申し訳ありませんが、無いものとして取り扱っていただけたらと思っています。これを入れてしまいますと、第1回目とすぐ9月、10月というにはスケジュール的には少し難しいかなというご指摘だと思っていますので、第2回目の盛り込む項目の検討とは、事務局としてはガイドラインの部分についての検討作業について盛り込むことを考えていきたいと考えています。よって基本的な方向性についてご議論いただければと考えています。

副委員長(部会長) わかりました。それでは資料8の修正をしておいてください。

委員長 条例の部分についてはこれでよろしいでしょうか。

副委員長(部会長) しかし、条例については方向性の議論をするということですよ。議論を実際に部会で説明できるのかなと思いました。

委員長 結論がうまく出るかどうかは定かではありませんが、色々な結論が出る可能性もあるかもしれないですね。ただいま、いろいろご意見いただきましたが、基本的に部会を設けてこの地域まちづくり協議会の条例やそのガイドラインの策定に向けて動いていくということです。各委員、まずはご了解をいただいて部会の設置をしていきたいと思っていますが、よろしいでしょうか。

各委員 承認

委員長 ありがとうございます。ご了解いただけたようでございますので、それでは部会の進め方につきまして、大枠は先ほどご説明いただいたような方向でいきます。また個別具体的にはご意見いただいていますので、その内容を踏まえて検討していただくということにしたいと思えます。

それでは検証作業の進め方につきまして、検討部会に属する委員、そして部会長については、私委員長から指名をするということになっています。大変恐縮ですが、部会委員、それから部会長の指名をさせていただきたいと思えます。

委員長 部会委員の選出。部会長を王生副委員長に指名。

各委員 承認

副委員長(部会長) まずは部会の皆様、ご了解いただきありがとうございます。これから何度か議論していくこととなりますが、まずは条例の方向性ということで、まだおまかなイメージです。どのような議論を、どのようにそれを進めていくかはまだ事務局とも話をしていかなければならないところですが、

しかしながら、先ほどご提案いただいたように、他の団体で作られている条例等といったものも収集しながら、少しでも皆さんと議論しやすいような資料の準備をしていきたいと思えます。部会は当推進委員会よりおよそ半分の規模ですので、発言も比較的しやすくなると思えます。思ったこと、どのようなことでも構いませんので、発言していただき、良い議論ができるようにご協力いただければと思えます。

また、事務局の方にも、議論を進めていくために必要な資料の準備をかなりお願いすることになると思えます。先ほど冒頭で市長が要望を統一するという話をされていました。やはりある言葉でも、全員の受け取り方が異なれば、議論がなかなかうまく進まないということもあります。そういうことも注意しながら準備をしていただきますようお願いしたいと思います。

委員長 先ほど副委員長からのお話でしたが、本当に地域まちづくり協議会は既に全国で色々な試みが進んできているところがあります。順調に行っているものもありますが、もう一方では、なかなか内容が伴っていかないというものもございます。

そうした実情も踏まえながら、本当に、阪南市の市民の皆様方に積極的に参加をして良い活動をしてやろうとさせていただけるような地域まちづくり協議会をぜひ皆さん方で作り上げていただきたいです。そしてそれを実際に実現できるような、条例の枠組み、そして地域まちづくり協議会づくりのガイドブックというものができていけばいいなと思っています。

その点では、まずは部会の皆様方には、もしかすればかなりご苦勞をおかけするということになる可能性があるかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思えます。

昨年度も既にこうした部会で議論をいろいろいただき、本当に議論が沸騰して、その中から

良い案を委員云に上りくさしいたいたにこいつ詮釋もしさいました。部云の省様力の活動に期待していますので、よろしくお願ひしいと思ひます。
なお検討部会は早速開催していただくことになりそうですので、よろしくお願ひします。日程等はまた事務局の方で調整をさせていただくことにしたいと思ひます。
本日の議事はもう一つ、8番目阪南市自治基本条例の推進についてです。
今期で初めて当推進委員会に関わる委員の方々もいらっしゃるといふことなので、阪南市自治基本条例について、そもそもの部分からの説明を私の方から少しだけ行ひたいと思ひます。
阪南市の自治基本条例そのものについては、既に事務局から繰り返しご説明をいただひていますので、その部分は割愛させていただきます。
そもそも自治基本条例というものは一体どのようなものであるか。そして、それを私たち当推進委員会は、どのように受けとめて、これからどのようにその議論をしていけばいいか。そのようなことを少しお話しできればと思ひます。

【阪南市自治基本条例の推進について】

委員長 阪南市自治基本条例の推進について、新しい委員を迎えてはじめての委員会のため、委員長より「阪南市自治基本条例の推進について」説明。
・自治基本条例とは（自治体の憲法。全国で約405自治体が制定。令和5年4月1日時点）
・自治の基本を条例で定める意義（条例は法律上の権利義務を発生させるルール）
・自治基本条例の制度と運用
・阪南市自治基本条例の特徴（市民参加で制定された条例）
・阪南市自治基本条例のこころ（前文に示される想ひ・2年間の検討の成果）
・条例の目的と理念（基本的な考え方）
・条例の原則（市民参画の原則、市民協働の原則、情報公開の原則、財政自治の原則）
・市民の権利と責務、議会・議員と行政の責務
・市民活動団体
・市民参画
・情報の共有
・住民投票
・総合計画
・条例の見直しと推進委員会の役割（第30条と第31条を基に）
・中心的に議論したテーマ（条例運用の問題、住民投票条例の制定、協働の指針づくり）
・今期の中心的議論（地域まちづくり協議会の制度化に向けて）
・これまでの主な見直し（第1期～第5期は後に確認することを促して、説明自体は省略）
・第6期の検討結果（条例の見直し検討）

（推進委員からの意見、質疑・応答）

委員長 この自治基本条例とその考え方、それをこれまでどのように、いわばこの推進委員会が育ててきたかということ。そして、今期新たに委員になられた方も含め、もう一度本当にこの自治基本条例の趣旨というものが生かされているのか、またそこで考えなければならないことについて何があるのか、問題があるとすれば、それをどのように解決していけばいいのかという議論をさせていただければと思ひております。
また、具体的なテーマとしての地域まちづくり協議会も大きな課題ですので、この議論を併せて皆様と共に議論を丁寧に行ひたいと思ひています。何かここまでのところで、ご質問やお聞きになりたいことがございましたらお願ひをしいたいと思ひます。

委員 基本条例の第17条の基本構想についてお聞かせください。

委員長 章の2条で基本構想の規定がかつてありました。

委員 しかし現在、これは無いですよ。したがって、この部分はやはり文言を少し変更した方がいいかと思ひました。

委員長 基本構想の部分は削除しましたか。事務局お願ひします。

事務局 この解説書の方が印刷の不具合のため、地方自治法というものが表現として残っていますが、現状自治基本条例上ではこの文言は削除されています。地方自治法の部分は、改正されているため、その辺はこのような表現になっています。

委員長 解説の方が修正されていなかったということですね。

事務局 はい。

委員長 わかりました。その他ご意見等いかがでしょうか。
本日が初回にもかかわらず、様々なご意見ありがとうございます。ぜひこの調子できちんとご議論を重ねさせていただければと思ひています。それでは次第9について、事務局からご説明願ひします。

【その他について】

事務局 第1回検討部会の日程について説明。

委員長 検討部会が早速始まるようですので、恐縮ですが皆様ご対応のほどよろしくお願いいたします。
それではその他、特になければ私の出番は以上になりたいと思いますが、よろしいでしょう
各委員 意見なし

委員長 それでは、今後活発な議論に期待するということで私の方の進行は終了させていただきます。
どうもありがとうございました。事務局にお返しをさせていただきます。

司会 委員長、長時間ご進行ありがとうございました。
それでは本日の案件がすべて終了いたしましたので、以上をもちまして、第7期第1回阪南市自治基本条例推進委員会を閉会させていただきます。本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。